

鶴ヶ島市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月7日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

新町小学校区学童保育施設整備工事

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 庁議室

日 程 令和5年1月25日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 適正に行われていると認められた。

今後も適正な工事の執行に努められたい。

8 工事概要等

別紙のとおり

工 事 概 要 等

工 事 名	新町小学校区学童保育施設整備工事
工 事 場 所	新町小学校(鶴ヶ島市新町四丁目25番地1)
監 査 対 象 課	こども支援課
工 事 内 容	学童保育施設整備工事 建築工事 学童保育室整備工事、駐車場整備工事 ・仮設工事・金属工事・左官工事・吹付工事・建具工事 ・塗装工事・内装工事・ユニット工事・外構工事・撤去工事 ・発生材処分 電気設備工事 屋外 ・電灯設備工事・発生材処分 施設 ・電灯設備工事・動力設備工事・構内交換設備工事 ・誘導支援設備工事・火災報知設備工事・撤去工事 ・発生材処分 機械設備工事 ・空調設備工事・換気設備工事・衛生設備工事 ・ガス設備工事・撤去工事 ・発生材処分
契 約 額	57,774,200円
工 期	令和4年5月16日 から 令和4年10月31日 まで
契 約 方 法	一般競争入札
請 負 業 者 名	株式会社関根施工所